

商工三団体 (日本商工会議所・全国商工会連合会) 会員の皆様へ
全国中小企業団体中央会

業務災害保険

日本商工会議所
あんしんプロテクトW

全国中小企業団体中央会
経営ダブルアシスト

全国商工会連合会
商工会の業務災害保険

今なら最大
約 **58%*** 割引

中小企業の皆様の課題を解決する〈業務災害総合保険〉

皆様が抱える様々な労災リスクに対し、

企業防衛 **人(役員・従業員)を守る**、**人材不足** 等の
対策をしていますか？



*割引率根拠は裏表紙(*1) (*2) (*3)をご参照ください。

業務災害補償プラン 業務 災害保険 は・・・

企業経営をとりまく様々な業務災害リスクへの
備えはできていますか？



業務災害保険にご加入いただくと・・・

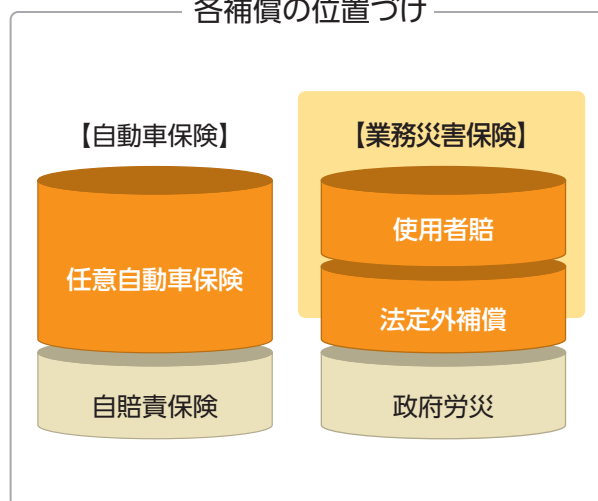
企業防衛

訴訟対策

福利厚生 of 拡充

用途	主な補償内容
法定外補償 示談解決	死亡補償・後遺障害補償
	入院補償・通院補償
	治療費用補償
訴訟対策	使用者賠償責任補償
	雇用関連賠償責任補償
	法律相談費用
福利厚生	休業補償
	役員・事業主等フルタイム補償

各補償の位置づけ



補償対象者は・・・

役員、社員、パート、アルバイトの方



製造業などの構内下請負人

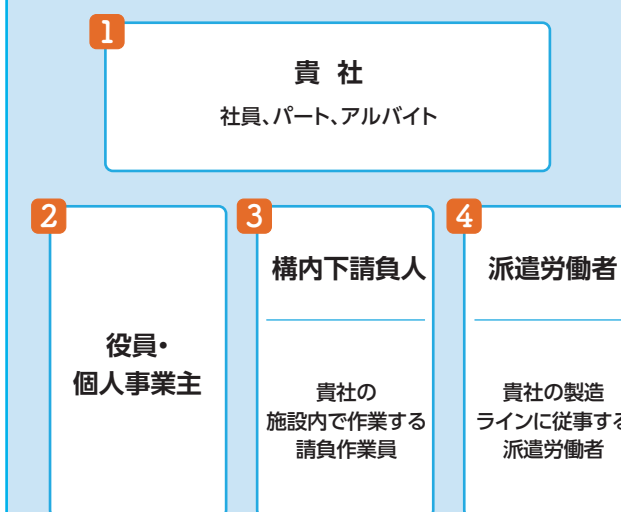
建設事業の下請負人、派遣労働者



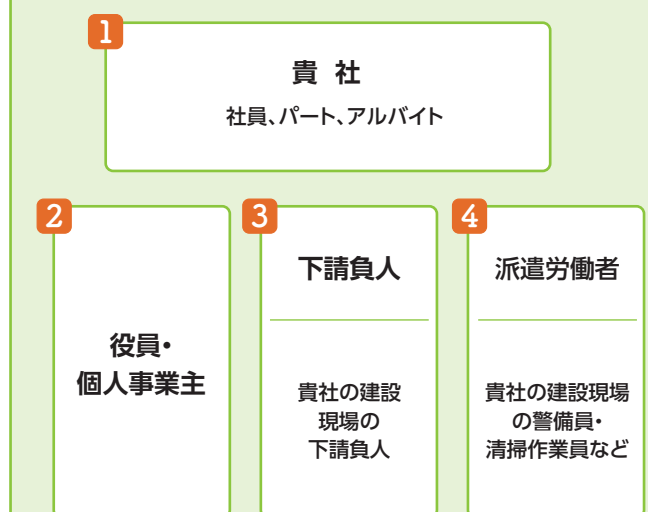
例えば



建設事業、貨物自動車運送事業以外の業種の場合



建設事業の場合



補償対象者の範囲

お客様のニーズに応じて、補償の対象とする方を 1^(※1) 2 3 4 の4つのグループから組み合わせて
ご契約いただけます。

(※1) 1は自動セット

- 1 社員、パート、アルバイトなど雇用契約がある従業員全員を補償します。
- 2 役員、個人事業主(※2)を補償します。
(※2) 個人事業主は、年間包括契約で、かつ24時間補償とする場合のみ補償対象者に含めることができます。
- 3 建設事業、貨物自動車運送事業以外の業種：構内下請負人(※3)を補償します。
建設事業：下請負人・構内下請負人(※4)を自動補償します。
貨物自動車運送事業：下請負人を補償対象として選択した場合、下請負人には構内下請負人が自動的に含まれます。
(※3) 記名被保険者が業務のために所有もしくは使用する施設内において、記名被保険者の業務に従事する者をいいます。
(※4) 記名被保険者の下請負人および下請負人の直接の使用関係にある者のうち、記名被保険者の業務に従事する者をいいます。
- 4 労働者派遣会社から派遣され、記名被保険者の業務に従事する派遣労働者を補償します。

企業の皆さまのいざをお守りし、いつもをお支えします!

いざというとき、弁護士等の支援と適切なタイミングでの効果的な保険金のお支払いにより、早期の企業活動正常化に貢献します!
福利厚生制度の充実を通じて、従業員がいきいき働く職場づくりをサポートします!

お客様の“いざ”と“いつも”をお守りする全体像



企業・社長(役員)をお守りする補償

主な補償

☒ 死亡補償・後遺障害補償 **自動セット**

補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被り、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または後遺障害を被られた場合に補償します。

☒ **使用者賠償責任補償** **自動セット**

補償対象者が業務上の事由または通勤により被った身体障害について、企業、役員の方等が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

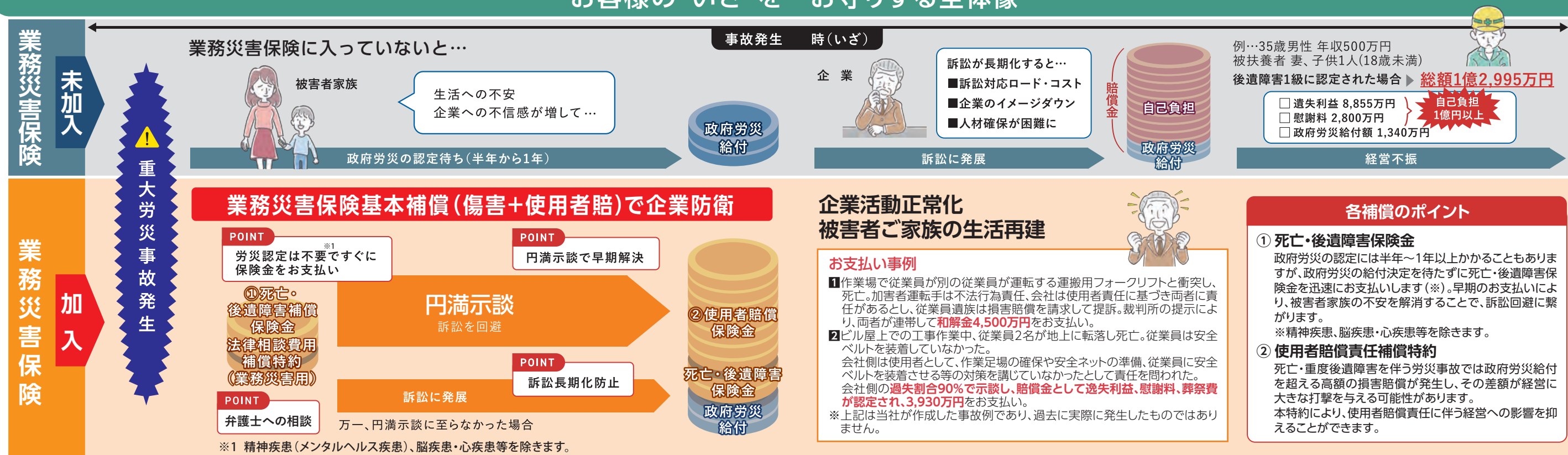
☒ **法律相談費用補償(業務災害用)** **自動セット**

補償対象者が業務遂行に起因すると疑われる身体障害を被り、企業、役員の方等があらかじめ引受保険会社（東京海上日動）の同意を得て弁護士等に法律相談を行った場合の法律相談費用を補償します。

☒ 災害付帯費用補償

死亡補償保険金または1～7級に相当する後遺障害補償保険金をお支払いする場合には、所定の保険金(定額)を企業にお支払いします。

お客様の“いざ”を お守りする全体像



労災差額リスクは、図り知れません。

● 政府労災と労災訴訟高額判決事例

35歳男性 年収500万円
(給付基礎日額1万円)
被扶養者 妻、子供1人(18歳未満)

労災事故により後遺障害
1 級に認定された場合

損害賠償額
1億2,995万円

損害賠償額内訳

政府労災給付額

逸失利益
(被災者本人や遺族への見舞金等)
2,855—

慰謝料
(被災者本人や遺族への精神的ダメージ)
2,800円

葬祭費用・
諸経費
+ α

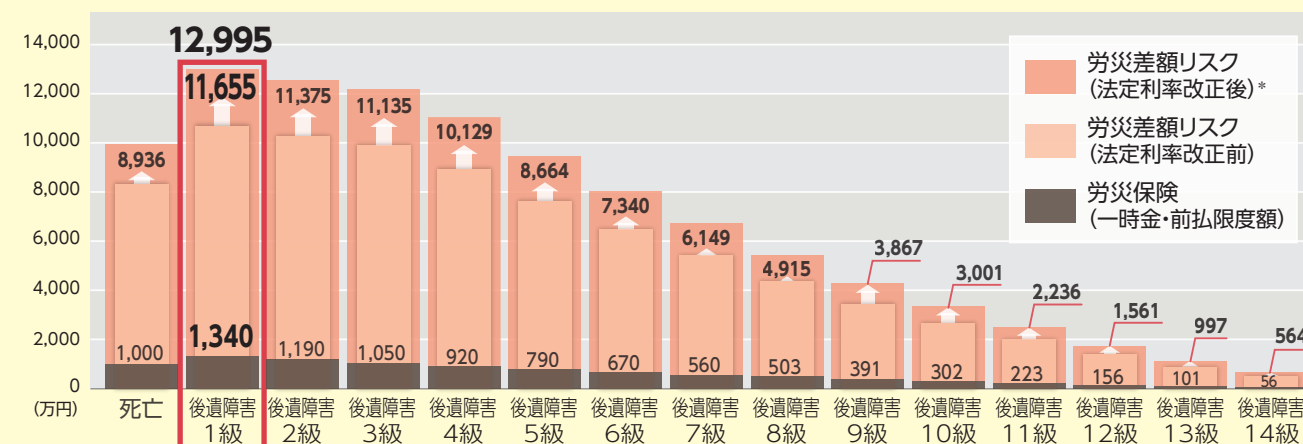
政府労災ではカバーされない部分(一例)

政府労災給付額とは、死亡の場合遺族(補償)等給付、後遺障害の場合障害(補償)等給付をいいます。

政府労災給付額と実際の賠償額との差は“**労災差額リスク**”と呼ばれます。

労災差額リスクは 損害賠償額 1億2,995万円 — 政府労災 1,340万円 給付額 = 1億1,655万円

● 使用者賠償責任が発生した場合の労災差額リスク例



*2020年4月に施行された改正後の民法では、法定利率が変動制となり、改正法施行時の利率は従来の年5%から年3%に低下

※慰謝料は弁護士基準を採用しています。

ハラスメント対策

主な補償

✓ 雇用関連賠償責任補償*1

パワハラ・セクハラ・マタハラ行為・カスタマーハラスメントへの不適切な対処等に対する管理責任や不当解雇等により、企業、役員、管理職の方等が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

*1 ハラスメントを行った本人に対して損害賠償請求がなされた場合、雇用関連賠償責任補償特約条項では保険金のお支払い対象外となりますが、ハラスメント再発防止費用補償特約条項では保険金の支払い対象となる場合があります。

✓ 法律相談費用補償(迷惑行為被害用)*2

迷惑行為により業務が妨害されることが発生したこと等について、弁護士等に法律相談を行った場合いします。

迷惑行為被害用)*2

れ、金銭上の損害を被ることまたはそのおあらかじめ引受保険会社の同意を得て弁の法律相談費用について保険金をお支払

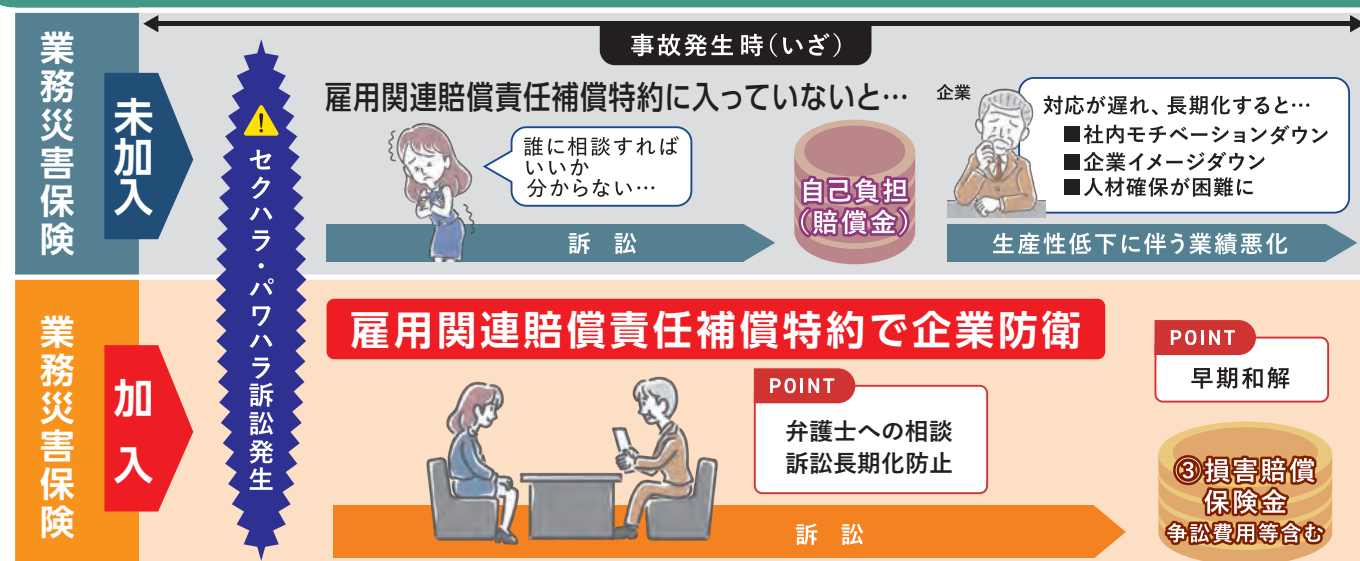
*2 雇用関連賠償責任補償特約条項をセットする契約に自動セットされます。

*3 使用者賠償責任補償特約条項で保険金の支払い対象となったハラスメントについても、ハラスメント再発防止費用補償特約条項で保険金のお支払い対象となる場合があります。

✓ ハラスメント再発防止費用補償*1*2*3

ハラスメント行為により、企業、役員の方等が法律上の損害賠償責任を負担し、再発防止のために企業が負担した費用や、迷惑行為被害の再発防止のために企業が負担した費用を補償します。

お客様の“いざ”をお守りする全体像



「雇用関連賠償責任補償特約条項」をセットすると

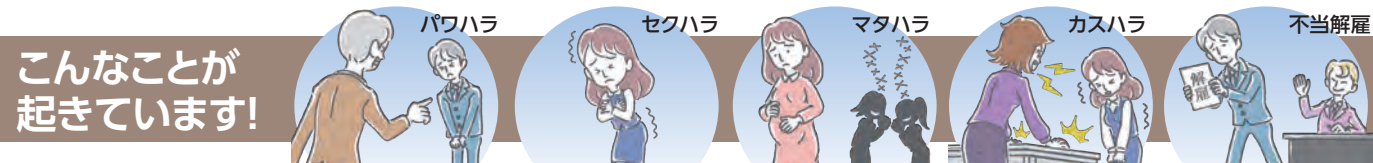
- ① パワハラ・セクハラ・マタハラ行為等に対する管理責任、不当解雇などにより生じた賠償責任も補償
- ② 雇用関連のリスクを最大1億円まで補償
- ③ 企業だけでなく社長個人のほか、従業員、役員、管理職の方まで補償
- ④ 経験豊富な弁護士と連携し、早期解決につなげることで、企業のイメージと信頼をお守りします。

「ハラスメント再発防止費用補償特約条項」が自動セットされるため…

ハラスメント行為によって事業者が賠償責任を負担した場合に、ハラスメント再発防止にかかる費用等を補償

▶ 社員向けのハラスメント再発防止セミナー開催に生じる費用等が対象です。

1事故につき
最大50万円まで補償



2022年4月から中小企業でも「事業者がパワハラに対して雇用管理上必要な防止措置を講じることが義務化されました。」

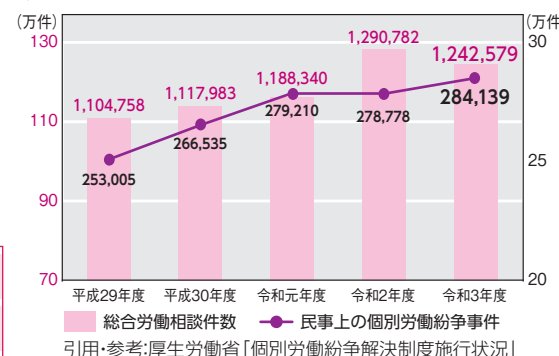
パワハラ防止法*1等の内容

- 「パワハラ」が法律で定義され、セクハラと同様に、事業主が雇用管理上必要な防止措置を講じることが義務化*2されました。
- パワハラに関する紛争が生じた場合、都道府県労働局長に申請することで、調停制度を利用できるようになりました。
- セクハラ・パワハラ等は行ってはならないものとして、その防止に関する事業主・労働者の責務が明確化されました。また、ハラスメントについて相談した労働者に対して、事業主が不利益な取扱いを行うことが禁止されました。

ハラスメント被害者が声をあげやすい環境

事業主が管理責任を問われやすい環境

◆全国の労働局の総合労働相談コーナーへの相談件数

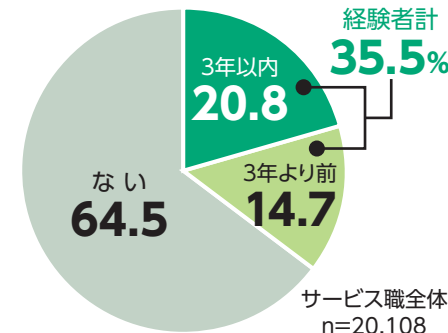


*1 「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」のことをいいます。

*2 大企業では2020年6月に義務化、中小企業では2022年4月に義務化されました。

従業員の3人に1人はカスタマーハラスメントの被害に遭っています!

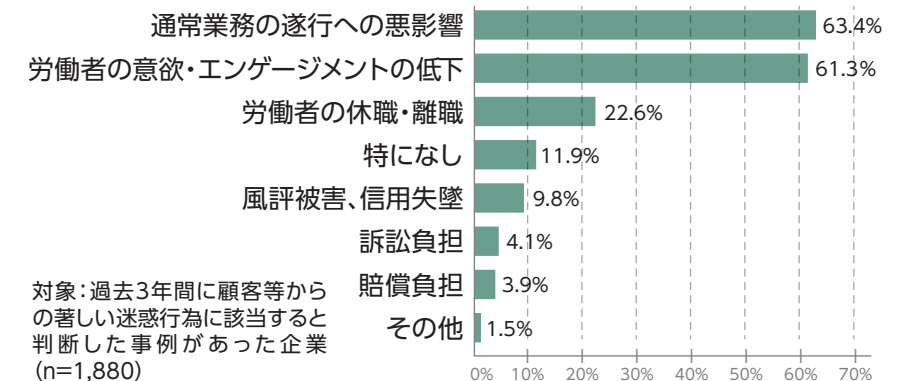
カスハラ被害経験 (%)



出典: 株式会社パーソル総合研究所
カスタマーハラスメントに関する定量調査

カスタマーハラスメントが発生すると、事業運営への悪影響や従業員の意欲低下を招くおそれがあります!

通常業務の遂行に悪影響がでたり、従業員の意欲が低下してしまいます。



出典: 厚生労働省 令和5年度職場のハラスメントに関する実態調査

カスタマーハラスメント対策が企業に義務化されます!

近年増加するカスタマーハラスメントに対して、企業が毅然とした対応をとることができるよう、法整備が進められています。

2024年12月 厚生労働省カスハラ対策を企業へ義務付けの方針

2025年 4月 東京都カスハラ防止条例施行

カスタマーハラスメント発生時、企業は従業員をカスタマーハラスメントから守り、適切な対処を講じられるよう備えが必要です。

「雇用関連賠償責任補償特約条項」をセットすることで以下の備えが可能となります。

弁護士等への相談費用

再発防止を講じる費用

相談先の確保

▼ カスタマーハラスメントを想定した事前の準備

- ① 基本方針・基本姿勢の明確化、従業員への周知・啓発
- ② 従業員(被害者)のための相談対応体制の整備
- ③ カスタマーハラスメントの対応方法、手順の策定
- ④ 社内対応ルールに関する従業員の教育の実施

▼ カスタマーハラスメントが実際に起こった際の対応

- ⑤ 事実関係の正確な確認と事案への対応
- ⑥ 従業員への配慮の実施措置
- ⑦ 再発防止のための取組
- ⑧ ①～⑦までの措置と併せて講ずべき措置

カスタマーハラスメント相談サービス(付帯サービス)をご利用いただくことで、弁護士に一般的な対応について電話相談をすることができます。上記に加え、弁護士等に法律相談を行った場合に、法律相談費用補償特約条項(迷惑行為被害用)で1事故につき10万円(保険期間を通じて30万円)まで補償します。

従業員の方にメンタルケア・ホットライン(付帯サービス)を利用していただくことで、専門のカウンセラーや精神科医にメンタル面のお悩み等についてご相談いただくことができます。

再発防止にかかる次の費用を、ハラスメント再発防止費用補償特約条項で1事故につき50万円まで補償します。

- (1) 再発防止策に関するコンサルティング費用
- (2) マニュアル策定費用
- (3) 従業員教育費用

カスタマーハラスメントに対して適切な対応を講じなかったことについて従業員から安全配慮義務違反等を問われた場合において、企業が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、雇用関連賠償責任補償特約条項で補償します。

役員・従業員の皆さん をお守りする補償

以下の主な補償の組み合わせにて 福利厚生充実に向けご検討ください。

☒ 死亡補償・後遺障害補償 自動セット

補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被り、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または後遺障害を被られた場合に補償します。



☒ 入院補償・通院補償・手術補償

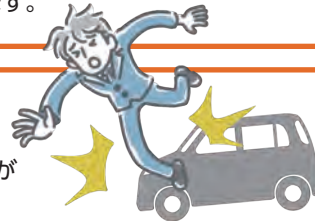
補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被り、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に入院または通院（往診を含みます。）された場合や、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術または先進医療に該当する所定の手術を受けられた場合に補償します。



主なオプション補償

☐ 治療費用補償*1

従業員の方*2が業務に従事中または通勤中に被った身体障害について、医師等の治療を受けた場合に、従業員の方*2が負担した費用（差額ベッドの使用料等）に対して企業が補償した額を保険金としてお支払いします。



☐ 休業補償

従業員の方*2が業務に従事中または通勤中に身体障害を被って就業不能になり、その状態が免責期間を超えて継続した場合に、保険金をお支払いします。

☐ 退職時一時金補償

従業員の方が精神疾患（メンタルヘルス疾患）、脳疾患・心疾患等または1～7級に相当する後遺障害を被り、その直接の結果として退職したときの一時金を補償します。

☐ 役員・事業主等フルタイム補償

役員・個人事業主・政府労災特別加入者（役員（個人事業主）・海外派遣者を除く）の傷害リスクを24時間補償（ケガに関して業務中・業務外を問わず補償）します。

※個人事業主・政府労災特別加入者（役員（個人事業主）・海外派遣者を除く）を補償対象者とする場合、本特約のセットを必須とします。



☐ 地震・噴火・津波危険補償

補償対象者の業務中の地震・噴火これらによる津波等による身体障害を補償します。また、これらによって貴社が負担する法律上の賠償責任も補償します。

☐ 針刺し事故等による感染症危険補償*3

医療、看護、衛生、医療廃棄物の処理その他医療関係の業務に従事中に、針刺し事故や血液の粘膜への付着等によってHBVに感染後B型肝炎を発病し治療を受けた場合、HCV、HIVに感染した場合等に補償します。

*1 公的医療保険制度等からの給付がある場合、これを差し引きます。詳細はP.13をご確認ください。

*2 役員の方等を補償の対象（補償対象者）とすることもできます。

*3 お客様の業種が医療業等である場合に、本特約をセットできます。

業務災害保険 重要事項説明書

※加入依頼書等への署名または記名・捺印は、この書面の受領印を兼ねています。

本紙は、「業務災害総合保険」の重要事項説明書です。ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

ご加入いただく際は、加入依頼書等でご案内しております補償内容等がお客様のご希望に沿った内容となっていることをご確認ください。ご希望に沿った内容でない場合は、代理店または引受保険会社までお申し出ください。

本紙はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、ご契約者のホームページに掲載している約款をご参照ください。

【マークのご説明】



保険商品の内容をご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

I 加入手続き前におけるご確認事項

① 商品の仕組み



業務災害保険は、補償対象者が業務に従事中または通勤中に被った身体障害について、被保険者が法定外補償を行うこと、法律上の損害賠償責任を負担すること等によって生じる損害に対して、保険金を支払います。

■基本となる補償・特約

基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける主な特約（オプション）は次のとおりです。

⚠ 実際にご加入いただく補償内容は、加入依頼書等でご確認ください。

基本となる補償

- 業務災害補償特約条項
- 法律相談費用補償特約条項（業務災害用）
- 使用者賠償責任補償特約条項
- 追加特約条項
- 保険料に関する規定の変更特約条項



主 な 特 約

- 役員・事業主等フルタイム補償特約条項
- 休業補償特約条項
- 治療費用補償特約条項
- 退職時一時金補償特約条項
- 地震・噴火・津波危険補償特約条項
- 針刺し事故等による感染症危険補償特約条項
- メンタルヘルス等業務上疾病対策費用補償特約条項
- 災害付帯費用補償特約条項
- 自動車搭乗中傷害不担保特約条項
- 死亡のみ補償特約条項（使用者賠償責任補償特約条項用）
- 死亡・後遺障害1～7級のみ補償特約条項（使用者賠償責任補償特約条項用）
- 三大疾病・介護休業時事業継続費用補償特約条項
 - ・ 精神障害追加補償特約条項（三大疾病・介護休業時事業継続費用補償特約条項用）
- 雇用関連賠償責任補償特約条項
- 法律相談費用補償特約条項（迷惑行為被害用）*1
- ハラスメント再発防止費用補償特約条項*1
- 育児休業延長時事業継続費用補償特約条項
- 身元信用補償特約条項

*1 「雇用関連賠償責任補償特約条項」をセットするご契約に自動セットされます。

■自動的に補償対象となる方

従業員*1、建設事業の下請負人*2

■追加保険料をいただくことにより補償対象となる方

役員、個人事業主、政府労災特別加入者（役員（個人事業主）・海外派遣者を除く）*3、貨物自動車運送事業の下請負人（備車運転者）*2*4、建設事業・貨物自動車運送事業以外の構内下請負人*5、派遣労働者

*1 記名被保険者に使用される者で賃金を支払われる者をいいます。パート・アルバイトなど雇用されている者を含みますが、雇用契約以外の委託契約による労働者や派遣労働者は含みません。また、海外派遣者（日本国内の事業場より賃金の支払いを受け、かつ、雇用関係により記名被保険者との間に使用従属関係がある者に限ります。）および出向労働者（記名被保険者が賃金を半分以上負担している者に限ります。）、使用人兼務役員（賃金が役員報酬を上回っている者に限ります。）を含みます。

*2 建設事業および貨物自動車運送事業では、下請負人を補償対象にした場合は、構内下請負人が自動的に補償されます。

*3 労働者災害補償保険法に基づき特別加入を行っている者をいい、役員（個人事業主）または海外派遣者（労働者災害補償保険法第33条第6号または第7号に該当する者をいいます。）に該当する者を除きます。

*4 自動車または軽車両による貨物の運送事業で、記名被保険者の業務に従事する者に限ります。

*5 記名被保険者が業務のために所有もしくは使用する施設または記名被保険者が直接業務を行う現場内において、記名被保険者との契約に基づき、記名被保険者の業務に従事する者に限ります。

【身元信用補償特約条項の被保証人の範囲】

■従業員*

* 業務災害補償特約条項の補償対象者に含まれる場合に限りです。

② 基本となる補償等

① 基本となる補償



保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。詳細は、約款をご参照ください。

被保険者（補償を受けられる方）が法定外補償規定等に基づいて、補償対象者に対して補償金等を支払うことによる損害に対して、被保険者にお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡補償保険金	補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被り、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害補償保険金額の全額をお支払いします。 ※ 1事故について、補償対象者ごとに既に支払われた後遺障害補償保険金がある場合は、死亡・後遺障害補償保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	(1) 次のいずれかによって補償対象者が被った身体障害 a. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波（「地震・噴火・津波危険補償特約条項」をセットされた場合は地震もしくは噴火またはこれらによる津波も補償されます。） b. 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）またはこれによって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用 c. 上記a.b.の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故（「地震・噴火・津波危険補償特約条項」をセットされた場合は上記a.に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱によって生じた身体障害も補償されます。） d. 上記b.以外の放射線照射または放射能汚染 等
後遺障害補償保険金	補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被り、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害補償保険金額に4%～100%の割合を乗じた額をお支払いします。*1 ※ 1事故について、死亡・後遺障害補償保険金額が限度となります。 *1 ご契約によっては7級以上（支払割合42%～100%）に相当する後遺障害に限定してお支払いします。	(2) 次のいずれかに該当する身体障害 a. 風土病による身体障害 b. 化学物質による胆管がんまたは粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症もしくはじん肺法に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則第1条各号に規定する疾病 c. 補償対象者が次のいずれかに該当する間にその補償対象者本人が被った身体障害 (a) 法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで自動車等を運転している間 (b) 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 (c) 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等を使用した状態で自動車等を運転している間 d. 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」をいいます。）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの 等 ※ ただし、使用者賠償責任補償特約条項または法律相談費用補償特約条項（業務災害用）においては、身体障害の定義は次のとおりです。各特約条項における保険金をお支払いしない場合は約款をご確認ください。
入院補償保険金	補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被り、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院補償保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。 ただし、身体障害を被った日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日*2を限度とします。 *2 ご契約によっては30日で設定する場合があります。	身体障害…傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。
手術補償保険金	補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被り、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*3または先進医療*4に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院補償保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りです。 *3 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *4 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限りです。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。	
通院補償保険金	補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被り、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶通院補償保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。 ただし、身体障害を被った日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は1事故について90日*5を限度とします。 ※ 通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *5 ご契約によっては30日で設定する場合があります。	(3) 直接であるか間接であるかにかかわらず、次のいずれかに該当する事由に起因する身体障害 a. 石綿または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性 b. 石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する上記a.と同種の有害な特性

使用者賠償責任補償特約条項 (全件付帯)	従業員等が業務上の事由または通勤により被った身体障害について、被保険者*6が法律上の損害賠償責任を負担した場合 ▶1災害について、正味損害賠償金*7から免責金額を差し引いた額をお支払します。ただし、ご契約された支払限度額を限度とします。 *6 被保険者とは次のいずれかの者をいいます。ただし、②および③の者は、記名被保険者が行う業務に関する限りにおいて、被保険者に含まれます。 ①記名被保険者、②記名被保険者の下請負人、③①または②が法人である場合は、その役員 *7「正味損害賠償金」とは、損害賠償責任額から次のア〜ウの合計額を差し引いた金額をいいます。 ア. 労災保険法等により給付されるべき金額 イ. 自動車損害賠償責任保険等により支払われるべき金額 ウ. 次の金額の合計額 ・法定外補償規定に基づき被保険者が補償対象者またはその遺族に支払うべき金額 ・法定外補償規定を定めていない場合は、業務災害総合保険により支払われる保険金のうち、補償対象者またはその遺族に支払われるべき金額 ・災害補償を目的とする保険契約または労働協約等に基づき補償対象者またはその遺族に支払われる金額によって、被保険者が法律上の損害賠償責任を免れる場合は、その金額 ※「死亡のみ補償特約条項(使用者賠償責任補償特約条項用)」をセットの場合、死亡した場合に限り保険金をお支払します。 ※「死亡・後遺障害1〜7級のみ補償特約条項(使用者賠償責任補償特約条項用)」をセットの場合、死亡または1〜7級に相当する後遺障害を被った場合に限り保険金をお支払します。
法律相談費用補償特約条項 (業務災害用) (全件付帯)	補償対象者が業務遂行に起因すると疑われる身体障害を被り、被保険者が負担する可能性のある責任についてあらかじめ引受保険会社の同意を得て弁護士または司法書士に法律相談を行った場合 ▶被保険者が負担した法律相談費用に対して、1回の災害につき10万円を限度に法律相談費用保険金をお支払します。ただし、使用者賠償責任補償特約条項により支払われるべき費用については、法律相談費用保険金をお支払いしません。

※【身体障害が業務上疾病の場合】
各種保険金の支払要件について、「身体障害を被った日からその日を含めて180日以内」の規定は適用しません。労災保険法等によって給付が決定され、補償対象者またはその遺族による被保険者に対する補償金の請求が、労災保険法等により特定された発症日または発病日が属する保険期間の終了日の翌日から起算して3年以内になされた場合等に、保険金をお支払します。詳細は、約款をご参照ください。
※被保険者は、引受保険会社が支払った保険金の全額を補償対象者またはその遺族に支払わなければなりません。

②主な特約



セットできる主な特約(オプション)は次のとおりです。保険金をお支払いしない場合等特約の詳細および下表以外の特約につきましては約款をご確認ください。
※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。

役員・事業主等フルタイム補償特約条項	役員・個人事業主・政府労災特別加入者(役員(個人事業主)・海外派遣者を除く)*1の傷害に該当する身体障害の補償を「業務に従事中または通勤中」から「24時間補償(業務中・業務外を問わず補償)」に変更する特約*2です。 *1 労働者災害補償保険法に基づき特別加入を行っている者をいい、役員(個人事業主)または海外派遣者(労働者災害補償保険法第33条第6号または第7号に該当する者をいいます。)に該当する者を除きます。 *2 個人事業主・政府労災特別加入者(役員(個人事業主)・海外派遣者を除く)を補償対象者とする場合、本特約のセットを必須とします。
休業補償特約条項	補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被り、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に就業不能となった場合 ▶休業補償保険金日額に免責期間(3日)を超えた就業不能期間*3を乗じた額をお支払します。 *3 てん補期間として設定した日数を限度とします。
治療費用補償特約条項	補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被り、治療を受けた場合 ▶補償対象者が負担した次の費用に対して被保険者が支出した額をお支払します。ただし、引受保険会社が保険金をお支払する費用の額は、(1)から(4)までを合算して、ご契約された保険金額を限度とします。 (1)補償対象者が治療のために病院等に支払った費用*4 (2)病院等の承認を得て使用された場合のベッドまたは病室の使用料*5 (3)入院のために必要とした病院等までの交通費、医師等が必要と認めた転院のために必要とした交通費および退院のために必要とした病院等から住居までの交通費。ただし、補償対象者に係る交通費に限りです。 (4)医師等の指示により行った治療に関わる費用、医師等の指示により購入した治療に関わる薬剤、治療材料、医療器具の費用またはその他医師等が必要と認めた費用 ※次のいずれかの給付等がある場合は、その額を補償対象者が負担した費用の額から差し引くものとします。 ①公的医療保険制度を定める法令または労災保険法等の規定により補償対象者に対して行われる治療に関する給付*6 ②補償対象者が負担した費用について第三者より支払われた損害賠償金 ③補償対象者が被った損害を補償するために行われたその他の給付*7 ※お支払いの対象となるのは、補償対象者が身体障害を被った日からその日を含めて365日を経過した日の属する月の末日までの治療により負担した費用に限りです。 ※業務上の事由または通勤による負傷については、健康保険法に基づき、健康保険の適用対象外となります。また、業務上の負傷、疾病による休業等については、労働者災害補償保険(労災保険)の請求有無にかかわらず、労働安全衛生法に基づき、労働者死傷病報告が必要です。 *4 公的医療保険制度における補償対象者負担金およびその他補償対象者が病院等に支払った費用をい、(2)の費用を除きます。 *5 ベッド等使用料保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額を限度とします。 *6 公的医療保険制度を定める法令または労災保険法等の規定により、補償対象者負担金を支払った補償対象者に対して、その支払った補償対象者負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付を含みます。 *7 他の保険契約等により支払われた保険金に相当する額を除きます。
退職時一時金補償特約条項	従業員の方が精神疾患(メンタルヘルス疾患)、脳疾患・心疾患等または1〜7級に相当する後遺障害を被り、その直接の結果として退職したときに保険金をお支払します(いずれも原因となった身体障害に対して引受保険会社が保険金をお支払する場合に限りです。)

地震・噴火・津波 危険補償特約条項	(1) 補償対象者が次のいずれかに該当する事由によって生じた身体障害について、保険金をお支払します。 ①地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ②①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故 (2) (1)の保険金とは、次のものをいいます。ただし、普通保険約款および業務災害補償特約条項ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項において補償対象としているものに限ります。 ①死亡補償保険金 ②後遺障害補償保険金 ③入院補償保険金 ④手術補償保険金 ⑤通院補償保険金 ⑥休業補償保険金 ⑦治療費用補償保険金 ⑧災害付帯費用保険金 (3) 引受保険会社は、次のいずれかの事由によって従業員の方等が被った身体障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しても、使用者賠償責任補償特約条項に基づく保険金を支払います。 ①地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ②①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故 (4) 引受保険会社は、次のいずれかの事由によって従業員の方等が被った身体障害について、被保険者があらかじめ引受保険会社の同意を得て法律相談を行う場合に法律相談費用を負担することによって被る損害に対しても、法律相談費用補償特約条項(業務災害用)に基づく保険金を支払います。 ①地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ②①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故									
針刺し事故等による感染症 危険補償特約条項	医療、看護、衛生、医療廃棄物の処理その他医療関係の業務に従事中に、針刺し事故や血液の粘膜への付着等によってHBVに感染後B型肝炎を発病し治療を受けた場合、HCV、HIVに感染した場合に保険金をお支払します。お客様の業種が医療業等である場合に、本特約をセットできます。※事故日から3日以内の検査が必要です。									
災害付帯費用 補償特約条項	死亡補償保険金または1～7級に相当する後遺障害補償保険金をお支払いする場合 ▶死亡や後遺障害の等級に応じて所定の保険金(定額)をお支払します。									
メンタルヘルス等 業務上疾病対策費用 補償特約条項	従業員の方の精神疾患(メンタルヘルス疾患)、脳疾患・心疾患等について、政府労災保険の給付申請が行われた場合に所定の保険金(定額)を企業にお支払します。 役員の方等を補償の対象(補償対象者)とすることもできます。役員の方については、特別加入をされている場合のみ対象となります。									
自動車搭乗中 傷害不担保特約条項	企業が所有・使用または管理する自動車または原動機付自転車に補償対象者が業務に従事中(通勤途上は除きます。)に搭乗している間に被った傷害を補償対象外とします。 お客様の業種に建設事業が含まれる場合は、本特約をセットできません。									
三大疾病・ 介護休業時 事業継続費用 補償特約条項 精神障害追加 補償特約条項 (三大疾病・介護休業時 事業継続費用 補償特約条項用)	補償対象者*8が次の①または②の事由*9のために休業を開始し、その休業を開始した日から連続して休業した期間が31日以上となる場合 ①補償対象者が三大疾病(がん、急性心筋梗塞または脳卒中)に罹患したこと*10 ②補償対象者の親族への介護を行うこと*10 ▶1休業*11について、補償対象者から労役の提供を受けられないことに起因して、被保険者が事業を継続するために負担した費用のうち、社会保険料*12、代替のための求人または採用に関する費用、補償対象者の復帰に関するコンサルティング費用、補償対象者のお見舞に関する費用等*13に対して保険金をお支払します。ただし、1休業ごとに保険金額を限度とし、かつ、保険期間を通じて、期間中支払限度額を超えないものとします。 ※ご契約によっては、本特約をセットすることができない場合があります。 ※引受保険会社が保険金をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。 ・週及日*14からその日を含めて90日を経過した日以前に休業を開始した場合 ・三大疾病(がん、急性心筋梗塞または脳卒中) または精神障害の初診日または発病日のいずれか早い日が、週及日*14より前である場合 等 *8 補償対象者とは次のいずれかの者をいいます。ただし、役員を補償対象者の範囲に含まない場合はイ.は補償対象となりません。 ア.被保険者の使用人、イ.被保険者の役員 *9 精神障害追加補償特約条項(三大疾病・介護休業時事業継続費用補償特約条項用)を同時にセットした場合は、次の③の事由も追加します。 ③補償対象者が精神障害*15に罹患したこと*10 *10 補償対象者ごとに下表の場合に限りです。 <table><tr><td>補償対象者</td><td>①または③の事由による休業</td><td>②の事由による休業</td></tr><tr><td>*8 ア.</td><td>健康保険法等に定める傷病手当金の支給がなされた場合*16</td><td>介護休業*17を開始した場合</td></tr><tr><td>*8 イ.</td><td>引受保険会社の定める医師の診断書が取り付けられた場合</td><td>親族が要介護状態*18である場合</td></tr></table> *11 てん補期間として設定した日数を限度とします。 *12 健康保険法等、厚生年金保険法または介護保険に定める保険料をいいます。各社会保険料については、約款記載の所定の算式により算出します。 *13 補償対象者のお見舞に関する費用等一部の費用については、1休業につき、10万円を限度とします。 *14 週及日は、三大疾病・介護休業時事業継続費用補償特約条項を新規にセットした保険契約の始期日が設定されます。 *15 アルコール、タバコや薬物の使用等による精神障害は含まれません。 *16 次の場合は、引受保険会社の定める医師の診断書が取り付けられた場合とします。 ・補償対象者が加入する公的医療保険制度に傷病手当金給付の定めがない場合 ・被保険者から報酬を受けることを理由として傷病手当金の給付対象とならない場合 *17 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に定める介護休業をいいます。 *18 介護保険法第19条に定める要介護認定または要支援認定を受けた状態をいいます。	補償対象者	①または③の事由による休業	②の事由による休業	*8 ア.	健康保険法等に定める傷病手当金の支給がなされた場合*16	介護休業*17を開始した場合	*8 イ.	引受保険会社の定める医師の診断書が取り付けられた場合	親族が要介護状態*18である場合
補償対象者	①または③の事由による休業	②の事由による休業								
*8 ア.	健康保険法等に定める傷病手当金の支給がなされた場合*16	介護休業*17を開始した場合								
*8 イ.	引受保険会社の定める医師の診断書が取り付けられた場合	親族が要介護状態*18である場合								

雇用関連賠償責任補償特約条項	日本国内において行われたセクハラ、パワハラ、マタハラ、労働条件の差別的取扱い等の侵害行為により従業員等に生じた精神的苦痛、雇用契約上の権利の侵害等について、被保険者*19が法律上の損害賠償責任を負担した場合または被保険者*19に対して地位確認等の請求もしくは賃金等の支払請求がなされた場合 ▶1請求について、法律上の損害賠償金*20の額から免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、ご契約された支払限度額を限度とします。 ※使用者賠償責任補償特約条項をセットするご契約のみに本特約をセットできます。 *19 被保険者とは次のいずれかの者をいいます。ただし、②および③の者は、記名被保険者が行う業務に関する限りにおいて、被保険者に含まれます。 ①記名被保険者、②記名被保険者の使用人*21、③記名被保険者の役員*21 *20 賃金の支払または不払による損害に対しては、解雇に伴う雇用契約終了後の期間に相当する不払賃金による損害(判決または審判により解雇が無効と認定されたことによって生じた賃金の支払による損害)に限り、法律上の損害賠償金として扱います。 *21 既に退職となった使用人および既に退任となった役員を含みます。ただし、遡及日より前に退職した使用人および退任した役員を除きます。
法律相談費用補償特約条項(迷惑行為被害用)	迷惑行為被害*22について、被保険者があらかじめ引受保険会社の同意を得て弁護士または司法書士に法律相談を行う場合 ▶被保険者が負担した法律相談費用に対して、1事故について10万円、保険期間を通じて30万円を限度に保険金をお支払いします。 ※雇用関連賠償責任補償特約条項をセットするご契約に自動セットされます。 *22 被保険者が業務において保険事故*23により金銭上の損害を被ることまたはそのおそれが発生したことをいい、被保険者が提供する商品・サービスの取引の相手方の債務不履行に関するものを除きます。 *23 日本国内において被保険者の業務が迷惑行為(第三者による威力、脅迫、強要、不退去、性的な言動、偽計、虚偽の風説の流布またはこれらに類似の行為をいいます。)により妨害されることまたはそのおそれをいいます。ただし、被保険者が所有する特許権、著作権、商標権等の知的財産権が侵害されることおよび被保険者が詐欺に遭うことまたはそのおそれを除きます。
ハラスメント再発防止費用補償特約条項	日本国内において行われた次の侵害行為により従業員等に生じた精神的苦痛等について、被保険者*24が法律上の損害賠償責任を負担し、記名被保険者があらかじめ引受保険会社の同意を得て再発防止に向けた措置を講じた場合 ▶損害賠償請求がなされた日からその日を含めて1年以内に支出したハラスメント再発防止費用に対して、1事故について、50万円を限度に保険金をお支払いします。 (1)職場において行われる性的な言動に対する補償対象者の対応によりその補償対象者に不利益を与えることまたはその性的な言動により就業環境を害すること。 (2)職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、補償対象者の就業環境を害すること。 (3)次のいずれかに該当する事由に関する、職場において行われる補償対象者に対する言動により、その補償対象者の就業環境を害すること。 ①補償対象者の妊娠、出産または産前・産後休業等の制度または措置の利用 ②育児休業、介護休業およびその他の子の養育または家族の介護に関する制度または措置の利用 記名被保険者があらかじめ引受保険会社の同意を得て迷惑行為被害*26の再発防止に向けた措置を講じた場合 ▶迷惑行為被害*26の発生を知った日からその日を含めて1年以内に支出した次の再発防止費用に対して、1事故について、50万円を限度に保険金をお支払いします。ただし、法律相談費用補償特約条項(迷惑行為被害用)の保険金が支払われた場合に限ります。 (1)迷惑行為被害の再発防止策に関するコンサルティング費用。ただし、法律相談費用補償特約条項(迷惑行為被害用)にて支払われる費用は除きます。 (2)マニュアル策定費用 (3)従業員教育費用 ※雇用関連賠償責任補償特約条項をセットするご契約に自動セットされます。 *24 被保険者とは次のいずれかの者をいいます。ただし、②および③の者は、記名被保険者が行う業務に関する限りにおいて、被保険者に含まれます。①記名被保険者、②記名被保険者の使用人*25、③記名被保険者の役員*25 *25 既に退職となった使用人および既に退任となった役員を含みます。ただし、遡及日より前に退職した使用人および退任した役員を除きます。 *26 記名被保険者が業務において保険事故*27により金銭上の損害を被ることまたはそのおそれが発生したことをいい、記名被保険者が提供する商品・サービスの取引の相手方の債務不履行に関するものを除きます。 *27 日本国内において記名被保険者の業務が迷惑行為*28により妨害されることまたはそのおそれをいいます。ただし、記名被保険者が所有する特許権、著作権、商標権等の知的財産権が侵害されることおよび記名被保険者が詐欺に遭うことまたはそのおそれを除きます。 *28 第三者による威力、脅迫、強要、不退去、性的な言動、偽計、虚偽の風説の流布またはこれらに類似の行為をいいます。
育児休業延長時事業継続費用補償特約条項	補償対象者*29が育児休業の延長*30により休業を開始し、その休業を開始した日から連続して休業した期間が90日以上となる場合 ▶1休業について、補償対象者から労役の提供を受けられないことに起因して、被保険者が事業を継続するために負担した費用のうち、休業期間に生じた、代替のための求人または採用に関する費用、代替者の職場環境整備に要した各種費用*31等に対して保険金をお支払いします*32。ただし、保険期間を通じ、50万円を限度*33とします。 ※ご契約によっては、本特約をセットすることができない場合があります。 ※引受保険会社が保険金をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。 ・育児休業の延長の原因となる事由が、遡及日*34より前に発生していた場合 ・行政機関からの要請等による育児休業の延長がなされた場合 *29 補償対象者とは、業務災害補償特約条項における補償対象者のうち、被保険者の使用人をいいます。ただし、雇用保険の被保険者である者に限ります。 *30 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」第5条第3項に定める育児休業をいいます。 *31 代替者の職場環境整備に要した各種費用等一部の費用については、1休業ごとに、10万円を限度とします。 *32 補償対象者ごとに、育児休業の延長がなされた期間について、雇用保険法に定める育児休業給付金の支給がなされる場合に限ります。 *33 初年度契約である場合*35は、保険金支払の対象となる費用に70%を乗じた額を上限とし、保険期間を通じ、35万円を限度とします。 *34 遡及日は、育児休業延長時事業継続費用補償特約条項を新規にセットした保険契約の始期日が設定されます。 *35 継続契約以外の育児休業延長時費用補償保険契約をいいます。
身元信用補償特約条項	日本国内において行われた被保証人の不誠実行為*36によって被保険者が次の損害を被った場合 ①被保険者が所有する財産が不法に領得されたことによって被るその財産についての損害 ②被保険者以外の者が所有する財産が不法に領得されたことについて、その財産についての法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 ▶損害の額から免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、ご契約された支払限度額を限度とします。 *36 被保証人が被保険者のために事務を処理するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して行う窃盗、不動産侵奪、強盗、詐欺、横領または背任行為をいいます。

③保険金額・支払限度額の設定

保険金額等の設定については、次の点にご注意ください。詳しくは代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

●実際にご加入いただくお客様の保険金額等につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

●保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえてご検討ください。

公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

■法定外補償規定を定めている場合

業務災害補償の保険金額等は、企業が定める法定外補償規定と同額以下で設定します(ただし、引受限度額以内での設定となります。)

■法定外補償規定を定めていない場合

業務災害補償の保険金額等は、引受限度額以内で、企業が法定外補償を行いたいと考える保険金額を設定します。

設定した金額は、補償対象者に対する災害補償を目的とするものとして取り扱われます。

使用者賠償責任補償特約条項については、支払限度額と免責金額を設定します。雇用関連賠償責任補償特約条項、身元信用補償特約条項については、支払限度額を設定します。

④保険期間および補償の開始・終了時期

保険期間は原則1年間です。引受保険会社の保険責任は、始期日の午後4時(ご加入者からのお申出により、加入依頼書等にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻)に始まり、満期日の午後4時に終わります。

Ⅱ ご加入手続き時におけるご確認事項

①告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合は、保険金をお支払できないことがありますので、ご注意ください。(引受保険会社の代理店には、告知受領権があります。)

②クーリングオフについて

この保険は、お客様が営業または事業のために締結する保険契約としてお申込みをされるものであり、クーリングオフ*1を行うことはできませんのでご注意ください。

*1 クーリングオフとは、ご加入のお申込み後、一定期間(8日間)を経過するまでに、ご加入のお申込みの撤回またはご加入の解約ができる制度をいいます。

Ⅲ ご加入手続き後におけるご注意事項

①通知義務等

【通知義務】

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合は、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】

ご加入者の住所等を変更した場合は、ご加入内容の変更が必要となりますので、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社までご連絡ください。

⑤ 保険料の決定の仕組みと払込方法等

①保険料の決定の仕組み

保険料は、ご加入される補償・特約条項、保険金額、支払限度額免責金額(自己負担額)、業種、保険料の算出基礎数字(売上高・完成工事高等)、対象事業・事業場や過去の損害発生状況等により異なります。実際にご加入いただく保険料につきましては、加入依頼書等でご確認ください。異なる契約条件(特約や保険金額等)を選択した場合の保険料の違いにつきましては、代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

※保険料の算出基礎数字(売上高・完成工事高等)につきましては、公的資料または客観的資料等をご提出いただきます。

②保険料の払込方法等

保険料の払込方法は、金融機関での口座振替*1です。

*1 払込期日に保険料の振替ができない場合は、翌月の振替日に再度保険料が請求されます。

・引受保険会社に複数のご契約がある場合は、ご指定口座には各契約の保険料が合算されて請求されることがあります。

※保険料領収証は発行を省略させていただきますので、通帳等、お手元の書類をご確認ください。

③保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は始期日の属する月の翌々月振替日(原則27日)までに払込みください。払込期日の翌々月末まで払込みの猶予がありますが、この猶予期限を過ぎても保険料の払込みがない場合は、保険金をお支払いできず、ご加入を解除させていただくことがあります。

※ご加入者の故意または重大な過失がない場合に限ります。

④満期返れい金、契約者配当金

この保険には満期返れい金および契約者配当金はありません。

⑥補償の重複に関するご注意

●補償内容が同等の保険契約(労働災害総合保険、総合福祉団体定期保険等の保険契約、特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

●補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額、支払限度額等をご確認のうえ、ご契約の可否をご検討ください。

⑦解約される場合

ご加入を解約される場合は、ご加入の代理店または引受保険会社までご連絡のうえ、書面でのお手続きが必要です。

●ご加入内容および解約の条件によっては、引受保険会社の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。

●返還される保険料があっても、お支払いいただいた保険料の合計額より少ない金額となります。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1. 個人情報の取扱い

保険契約者である商工三団体(日本商工会議所・全国中小企業団体中央会・全国商工会連合会)は、各地商工会議所・各地中小企業団体中央会・中小企業団体中央会傘下の協同組合等・各地商工会連合会・商工会に加入依頼書に関する個人情報を提供いたします。各地商工会議所・各地中小企業団体中央会・中小企業団体中央会傘下の協同組合等・各地商工会連合会・商工会は、加入依頼書に関する個人情報(過去に取得したものを含みます。)、を、団体保険に関する会員の確認、加入者からの照会・応答の他、団体保険その他各地商工会議所・各地中小企業団体中央会・中小企業団体中央会傘下の協同組合等・各地商工会連合会・商工会が行う各種情報・サービスの提供・案内等を行うために利用させていただきます。団体保険加入依頼にあたり、各地商工会議所・各地中小企業団体中央会・中小企業団体中央会傘下の協同組合等・各地商工会連合会・商工会が個人情報を上記目的のために提供・利用することにつきご同意いただきたくお願い申し上げます。

また、保険契約者である商工三団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本加入に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②加入手続き、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と東京海上グループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、ご加入者の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。))をご契約者に対して提供すること

詳しくは、引受保険会社ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)をご参照ください。

2. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご加入者や被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合は、引受保険会社はご加入を解除することができます。
- その他、約款に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3. 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人あるいは「小規模法人*1」、またはマンション管理組合である場合は、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%*2まで補償されます。
※保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。
- *1 破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限る)が対象です。
- *2 破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に関わる保険金については100%まで補償されます。

4. 先取特権

使用者賠償責任補償特約条項、雇用関連賠償責任補償特約条項および身元信用補償特約条項において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。))について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、以下の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

5. その他加入手続きに関するご注意事項

- この保険では、保険会社が被保険者に代わって被害者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」を行いません。使用者賠償責任補償特約条項、雇用関連賠償責任補償特約条項および身元信用補償特約条項において、被保険者が賠償責任を負う事故が発生した場合は、引受保険会社とご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉をすすめていただくことになります。
- 引受保険会社代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、引受保険会社代理店と有効に成立したご契約については引受保険会社と直接締結されたものとなります。
- この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。
 - ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合
他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。
 - ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合
補償対象者等に支払われるべき補償金の額等から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。
- 使用者賠償責任補償特約条項と重複する保険契約や共済契約(労働災害総合保険の使用者賠償責任条項等補償対象者の業務上の身体障害に起因する法律上の損害賠償責任を対象とするものを除きます。以下同様とします。)がある場合については、上記にかかわらず、次のとおり保険金をお支払いします。
 - ・使用者賠償責任補償特約条項と重複する保険契約や共済契約がある場合
他の保険契約等は関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて、この保険契約から優先して保険金をお支払いします。
- 加入依頼書等を代理店または引受保険会社に送付される場合は、ご加入の始期までに到着するよう手配してください。加入依頼書等がご加入の始期までに代理店または引受保険会社に着かなかった場合は、後日ご契約手続きの経緯を確認させていただくことがあります。

6. 事故が起ったとき

事故が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。

- (1)使用者賠償責任補償特約条項、雇用関連賠償責任補償特約条項および身元信用補償特約条項において、示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで賠償責任を認めたり、賠償金等を支払われた場合は、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと認められる額について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- (2)保険金のご請求にあたっては、次の書類をご提出いただきます(その他事故の様態に応じて必要な書類をご提出いただく場合があります。))。
 - ・保険金請求書
 - ・加入者証
 - ・身体障害を被った者が補償対象者であることを確認できる書類
 - ・引受保険会社の定める身体障害状況報告書
 - ・業務に従事中に被った身体障害であることを確認できる書類
 - ・公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書
 - ・死亡診断書または死体検案書
 - ・後遺障害もしくは身体障害の程度、治療内容および治療期間等を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料、領収書および診療報酬明細書 等
 - ・入院日数または通院日数を記載した病院等または介護保険法に定める介護医療院もしくは介護医療院の証明書類
 - ・被保険者の印鑑証明書
 - ・補償対象者の戸籍謄本
 - ・引受保険会社が補償対象者の症状・治療内容等について医師等に照会し説明を求めることについての同意書
 - ・委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)
 - ・労災保険法等の給付請求書(写)(労災保険法等によって給付が決定されることが保険金支払要件である場合)
 - ・労災保険法等の支給決定通知書(写)(労災保険法等によって給付が決定されることが保険金支払要件である場合)
 - ・補償対象者が政府労災特別加入者(役員(個人事業主)・海外派遣者を除く)の場合は、労働者災害補償保険法に基づき特別加入を行っていることが確認できる書類
 - ・補償対象者またはその遺族が保険金の請求内容について了知していることが確認できる書類
 - ・保険金受領についての確認書
 - ・被保険者が費用を負担することまたは支払ったことおよびその金額を証明する書類
 - ・引受保険会社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
 - ・その他約款に定める書類
- (3)保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

東京海上日動火災保険株式会社	事故受付センター(東京海上日動安心110番)
保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。	事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも「東京海上日動安心110番」へ
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)	0120-720-110 受付時間:24時間365日
東京海上日動火災保険株式会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険株式会社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会にホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)	ネットでのご連絡はこちら
03-4332-5241 受付時間：平日 午前9時15分～午後5時(土日祝・年末・年始を除きます。)	

東京海上日動のホームページのご案内 ▶ www.tokiomarine-nichido.co.jp

本紙で用いる用語解説

身体障害	以下のいずれかに該当する身体の障害をいいます。 ア.傷害 次のいずれかに該当するものをいいます。 (ア) 急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害 (イ) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状。ただし、継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。 イ.細菌性食中毒およびウイルス性食中毒。ただし、業務に従事中または通勤中に摂取した食品が原因である場合に限ります。 ウ.業務に起因して生じた症状 業務遂行に伴って発生する症状のうち、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類項目中、次に掲げる基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。 (ア)熱および光線の作用(基本分類コード:T67) (イ)気圧または水圧の作用(基本分類コード:T70) (ウ)低酸素環境への閉じ込め(基本分類コード:W81) (エ)高圧、低圧および気圧の変化への曝露(基本分類コード:W94) エ.外来性疾患 労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、上記ア.からウ.までに該当しないもので、かつ、次の要件をすべて満たすものをいいます。ただし、振動性症候群、腱鞘炎、負傷によらない業務上の腰痛、疲労の蓄積もしくは老化によるもの、精神的ストレスを原因とするもの(ストレス性胃炎等をいいます。)またはかぜ症候群は除きます。 ①偶然かつ外来によるもの ②労働環境に起因するもの ③疾病の原因が時間的および場所的に確認できるもの オ.業務上疾病 労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、上記ア.からエ.までに該当しないもので、かつ保険金の種類ごとに、これを原因として労災保険法等によって給付が決定されたものをいいます。 ※ただし、使用者賠償責任補償特約条項または法律相談費用補償特約条項(業務災害用)における、身体障害の定義は次のとおりです。 身体障害…傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。	支払限度額	引受保険会社がお支払いする保険金の上限額をいいます。
	免責金額	お支払いする保険金の計算にあたって、保険金のお支払い対象となる損害の額から差し引かれる金額をいいます。免責金額は、被保険者の自己負担となります。	
	払込期日	保険料をお支払いいただく期限のことをいいます(実際にお客様がご契約される払込期日については、加入依頼書にてご確認ください。) 口座振替の場合、金融機関所定の振替日が払込期日となります。	
	政府労災保険	業務中や通勤途上の事故による労働者の死亡・後遺障害・負傷・疾病等に対して保険給付を行う政府管掌の保険制度のことです。遺族補償、障害補償、療養補償、休業補償の各給付や葬祭料、傷病補償年金等があります。 労働基準法に規定する「労働者」以外の方(個人事業主・その家族従事者等)の加入義務はありませんが、事業主の希望により任意で加入できる制度(特別加入制度)があります。	
	免責期間	休業補償特約条項においては、就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である3日間継続して就業不能である保険証券記載の期間をいい、この期間に対しては保険金を支払いません。	
	法定外補償規定	従業員等に対し、政府労災保険の給付のほかに一定の災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規程等をいいます。	

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- ☐ 保険金をお支払いする主な場合
☐ 保険金額、免責金額(自己負担額)
☐ 保険期間
☐ 保険料・保険料払込方法
☐ 保険の対象となる方

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

- ☐ 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか?

3. 重要事項説明書の内容についてご確認ください

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。

*1 他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

ご利用いただけるサービス

健康経営アシストサービス

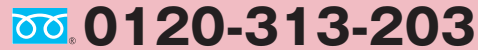
ストレスチェックサービス

WEB上で従業員の皆様のストレスチェックを実施し、チェック結果を個人宛にフィードバックします。また、事業者様には集団的分析の結果をご提供します。

メンタルケア・ホットライン

従業員のメンタルヘルスクア・カウンセリングサービスにより、メンタル面が原因の休職・退職が増えてきた、うつ病で悩んでいる従業員がいる、といった悩み・ご相談にお応えします。

メディカルアシスト

 0120-313-203

受付時間:24時間365日

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配^{*1}

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

^{*1} 実際の転院移送費用は、サービスご利用者にご負担いただきます。

介護アシスト

 0120-533-028

受付時間:9:00~17:00(土日祝日、年末年始を除く)

介護に関するご相談に電話でお応えします。また、ご高齢の方の生活を支える各種サービスを優待条件でご紹介します。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度の内容等、介護に関する様々な情報をご提供します。

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム」をご利用いただくことも可能です。

各種サービス優待紹介^{*2}

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスを、優待条件でご紹介します。

^{*2} サービスのご利用にかかる費用はサービスご利用者のご負担となります。お住まいの地域ややむを得ない事情によって、サービスの利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけない場合、優待条件でご利用いただけない場合があります。

職場復帰支援サービス

キャリアコンサルタント^{*3}が、スマートフォンやタブレット等で個別面談に応じることで、休職された方の職場復帰に向けた心理面のサポートを行い、就業に関する意思決定を促して復職の早期化につなげます。

^{*}本サービスは、補償対象者である従業員または役員の方が、「休業補償特約条項」または「三大疾病・介護休業時事業継続費用補償特約条項」に規定する保険金の支払対象となる事由に該当したときにご利用いただけます。ただし、精神疾患（メンタルヘルス疾患）に該当したときは、本サービスはご利用いただけません。

^{*3} 2016年4月に創設された国家資格であり、「労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言及び指導を行うこと」（職業能力開発促進法第2条第5項）を業とする専門家です。

経営・労務サポートサービス

カスタマーハラスメント相談サービス

カスタマーハラスメントの被害に遭った際の対処方法について、弁護士が一般的なアドバイスを実施します。具体的な紛争解決や事件処理を行うものではありません。

※担当弁護士に継続して相談いただくことや、委任をすることはできません。担当弁護士からの電話は、弁護士名や弁護士事務所名を乗らず発信専用回線からのご連絡となります。

※裁判中または既に他の弁護士等に相談済の場合は、本サービスはご利用いただけません。

法律・税務・労務ホットライン

 0120-118-645

受付時間:10:00~18:00(日祝日、年末年始を除く)

法律・税務・労務に関するご相談に、弁護士、税理士、社会保険労務士等の専門家がお応えします。

※本サービスは一般的なご相談にお応えするサービスであり、具体的な業務(書類作成・自社株の株価算定等)には対応いたしかねます。

※ご契約にセットされた特約により、ご利用いただけるサービスが異なります。各サービスのご利用条件は次のとおりです。

【職場復帰支援サービス】「休業補償特約条項」、「三大疾病・介護休業時事業継続費用補償特約条項」がセットされたご契約

【カスタマーハラスメント相談サービス】雇用関連賠償責任補償特約条項がセットされたご契約

上記以外のサービスは、付帯特約によらずご利用いただけます。

※各サービスは、引受保険会社のグループ会社または提携会社を通じてご提供します。

※サービスメニューの内容は、変更・中止となる場合があります。なお、一部の地域では、ご利用いただけないサービスもありますので、あらかじめご了解ください。

※各サービスの詳細は「健康経営アシストサービス/経営・労務サポートサービス サポートブック」をご参照ください。

必ずお読みください

2025年10月1日以降に満期を迎えるご加入者様

業務災害総合保険 全国団体制度

2025年10月1日以降始期契約商品改定のご案内

1 改定の背景

顧客等による暴行、脅迫、不当な要求等、カスタマーハラスメントの発生件数は近年増加傾向にあり、社会問題となっています。一部の都道府県では2025年4月にカスタマーハラスメント防止条例が施行されることに加え、厚生労働省では2024年12月にカスタマーハラスメント対策を企業に義務付ける方針を示す等の動きもあり、企業におけるカスタマーハラスメント対策について社会的な関心度が高まってきています。

こうした状況を受け、中小企業の皆様がカスタマーハラスメントによる被害を受けた際に、事業者として必要な対策を実施できるよう、次の改定を実施します。当社は、本改定により、お客様の事業運営をお支えするとともに、従業員の方々が安心して働ける環境づくりを支援することを目指します。

2 改定の内容

(1) 主な改定内容

改定項目	概要
① 補償内容の改定	次の特約条項の新設・改定により、カスタマーハラスメントに対応する費用のうち、法律相談費用と再発防止費用を補償できるようにします（*1）。 ・法律相談費用補償特約条項（迷惑行為被害用）の新設 ・ハラスメント再発防止費用補償特約条項の補償拡大
② 付帯サービスの改定	・カスタマーハラスメントの被害を受けた際に、弁護士へ相談できる「カスタマーハラスメント相談サービス（*1）」を新設します。 ・利用実績が少ないことから、保険始期に関わらず、2025年9月30日をもって、「経営支援・診断サービス」の提供を終了します。
③ 保険料の改定	直近の保険金支払状況を踏まえ、一部の業種・売上高区分で料率引上げ・引下げを実施します。

（*1）雇用関連賠償責任補償特約条項を付帯する契約に自動セットします。補償・サービスの拡大による保険料の割増はありません。なお、カスタマーハラスメント相談サービスはカスタマーハラスメントへの対応について一般的な助言を行うものであり、具体的な紛争解決や事件対応は行いません。

(2) その他の改定内容

一部の特約条項について、法改正に伴う約款文言の改定、特約名称の変更を行います。

このご案内は、2025年10月1日以降に始期を迎える業務災害総合保険 全国団体制度の改定概要を記載したものです。ご契約にあたっては、必ず「パンフレット兼重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表の方にお渡ししております保険約款によりますが、ご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。なお、商品付帯サービスの内容は、変更・中止となる場合があります。

以1404-ER07-19003-202505

Memo

Memo

ご加入について



ご加入方法

必要書類

加入依頼書、保険料算出基礎数字を確認できる資料、業務災害総合保険契約締結等に関する確認書、口座振替依頼書に必要事項をご記入・ご捺印のうえご提出ください。

保険期間

▶10月加入

2025年10月1日(水)午後4時～2026年10月1日(木)午後4時まで

▶翌月以降加入

加入手続き月の翌月の1日午後4時～翌年同月1日午後4時まで

保険料のお支払い

振替日

▶10月加入 2025年12月29日(月) *1

▶翌月以降加入 加入始期月の翌々月27日 *1

払込方法

▶10月加入 毎月団体からの口座振替 *2

▶翌月以降加入 毎月団体からの口座振替 *2

*1、*2 金融機関の休業日である場合はその翌営業日。通帳には「MBS. カイギシヨ」「MBS」等と記帳されます。保険料のほかに制度維持費(日本商工会議所・全国商工会連合会員の場合100円、全国中小企業団体中央会傘下の団体・協同組合の会員の場合500円)が加算されます。

- この保険契約は、商工三団体(日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会)を契約者とする商工三団体の会員向け業務災害総合保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は商工三団体(日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会)が有します。
- 商工三団体の各団体ごとにペットネーム*3を設定している為、加入者には加入団体に応じたペットネームを記載した加入者証を発送しております。
- *3 日本商工会議所では「あんしんプロテクトW」、全国中小企業団体中央会では「経営ダブルアシスト」、全国商工会連合会では「商工会の業務災害保険」のペットネームを設定しております。
- ご加入の対象となる方は、商工三団体(日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会)の会員で政府労災保険に加入している事業者に限りますので、ご確認のうえお申し込みください。団体の構成員でなくなった場合には、取扱代理店までご連絡ください。
- 商工三団体の会員であっても地域等によってはお引受けできない場合があります。詳細は、取扱代理店までお問い合わせください。

【ご注意欄】

代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店と有効に成立したご契約については、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

このパンフレットは、商工三団体(日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会)を契約者とする商工三団体の会員向け「業務災害総合保険団体契約」の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。なお、約款はご契約者である団体の代表者にお渡しする予定です。必要に応じ団体までご請求ください。また、パンフレットには、ご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、保険期間の終了時まで保管してご利用ください。ご不明な点等がある場合は、代理店までお問い合わせください。ご加入者と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者(複数の場合には全員)にご説明いただきますようお願い申し上げます。

(※1) $[1-30\%(\text{団体割引})] \times [1-30\%(\text{過去の損害率による割引})] \times [1-10\%(\text{包括契約割引})] \times [1-5\%(\text{健康経営割引})] (\ast 4) (\ast 7) \div 0.42$
→最大約58%割引

(※2) 働きやすい職場認証制度に認証登録された事業者を被保険者としてご加入される場合、保険料を3%割引します。(※5) (※6) (※7)

(※3) この割増率は、引受保険会社が保険料を算出する際に適用する値であり、割増引の適用有無による保険料較差とは異なる場合があります。

(※4) 経済産業省が実施する、優良な健康経営を実施している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度による割引です。

(※5) 働きやすい職場認証制度とは、2020年8月に国土交通省が創設した、運転者職場環境良好度認証制度の通称です。

(※6) 健康経営割引が適用される場合は、本割引は適用しません。

(※7) 「地震・噴火・津波危険補償保険料」部分を除きます。

本保険の内容等、詳細については下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先
募集代理店

碧海信用金庫
富士産業株式会社

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社